

令和4年4月27日 第7回 医療・介護・感染症対策WG
大橋専門委員提出資料

オンライン診療の普及・促進について（意見）

オンライン診療は、触診ができないなどの一定の限界があるものの、患者の移動の手間や待合室での密を回避できるといった多くのメリットがある。したがって、患者本位・利用者本位の医療を実現する観点から、患者がそのリスクも認識した上で、円滑に適切なオンライン診療を選択できる環境を整備することは極めて重要である。

我が国におけるオンライン診療の普及状況は、諸外国に比べ、著しく低迷しているところであるが、本年1月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和4年1月改訂））（以下、指針）の改訂が行われ、初診からのオンライン診療の実施が可能となった。また、診療報酬の改定によって、オンライン診療を行う医療機関と患者の距離の制限や、オンライン診療回数（割合）の制限といった諸制約が撤廃された。これらにより、オンライン診療を利用しやすい環境の整備の観点で重要な一歩を踏み出したと思われるが、この流れを定着させ、実際に、患者本位・利用者本位のオンライン診療を実現することが重要である。このような観点から、次の点について早急に検討を行うべきであると考える。

1. オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針について

オンライン診療の普及・促進については、令和3年度の規制改革実施計画において、オンライン診療の更なる活用に向けた基本方針（以下、基本方針）を厚生労働省が策定し、オンライン診療活用の好事例の展開を進めることとされている。実際に、社会保障審議会医療部会で検討が開始されているところであるが、基本方針をオンライン診療の更なる活用に資するものとするためには、オンライン診療、特に保険を活用したオンライン診療の現実の利用実態を踏まえることが重要であり、オンライン診療の利用経験のある患者や医師の意見は欠かせないものであると考える。また、本年1月の指針の改訂については、厚生労働省の検討会（オンライン診療の適切な実施に関する指針の見直しに関する検討会）で長期間にわたる議論が行われてきており、議論の内容やその経過を十分に踏まえて、基本方針を策定することが、オンライン診療の普及・促進の観点からも有益であると考える。

以上を踏まえ、基本方針の策定は、オンライン診療の利用経験のある患者や医師の意見を聴取し、これを踏まえるとともに、検討会の議論の内容・経緯を踏まえた上で行われる必要があると考える。

2. オンライン診療の実施場所について

オンライン診療は、公共交通機関が必ずしも十分に整備されていないような地方に居住する高齢者、特に、身体が不自由な方々が定期的に受診する必要があるような場合に、特に有効な手段となると考えられる。一方で、高齢者は、パソコンやスマートフォンなどの情報通信機器の利用に習熟していないことも多いため、これがオンライン診療を実施する場合の技術的なハードルとなる可能性が高い。これらを踏まえれば、

高齢者に身近な場所で、かつ、技術的なサポートを受けながらオンライン診療を利用できることが、高齢者の医療の確保の観点から重要であると考える。

現行法制上（医療法）は、通所介護（デイサービス）の施設や近隣の公民館や自治体の庁舎、郵便局といった高齢者にとって身近な施設は診療を受けることが可能な場所には該当せず、これらの場所でオンライン診療を利用することは認められていない。

※ 患者の勤務する職場については、オンライン診療の受診が認められており、指針においても明記されている。

以上を踏まえ、高齢者の医療の確保の観点から、通所介護施設や公民館等の身近な場所についてもオンライン診療の実施が可能な場所として位置付け、補助者のサポートを得ながらオンライン診療を実施できることとする必要があると考えられる。

3. 不適切なオンライン診療に対する適切な取締りについて

上記の指針改訂及び診療報酬改定もあり、オンライン診療が急速に活発化していることは歓迎すべきことであるが、一方で、その適切性について疑問がある事例も一部で見られる。例えば、糖尿病治療薬のダイエットのための適応外使用について日本医師会役員の見聞（※1）で疑義が呈されているところである（※2）。

※1 日医オンライン. “自由診療におけるオンライン診療の不適切事例について（医薬品の適応外使用）”。

<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/010525.html>

※2 この事例は必ずしもオンライン診療に由来するものではなく対面診療にも共通するものであるように見受けられる。

国民の安全を害する不適切な診療については、それが保険診療か自由診療かを問わず、それを実施する医療機関及び医師に対して適切な措置を講じる必要がある。特に、オンライン診療は、被害が広範囲に及びかねない性質があるが、適切な取締りが確保されることによって健全なオンライン診療が普及するのではないか。また、そもそも現行の医療法体系において、不適切な診療（保険診療、自由診療）や医薬品の適応外使用に対して、どのような監督が可能なのか。医事課の検討会から医療部会へと検討の場の格上げの機会に、法の執行実績の状況を含め確認しつつ、医師の医療行為全般における質の検証も視野に、検討を行う必要があるのではないか。